

(別記2)

## 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産性向上、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の整備や既存施設の改修等に必要な経費を助成する。

#### 2 補助率

本事業の補助率は1 / 2以内とする。

### 第2 応募要件

本事業に応募できる者は国内産いもでん粉製造事業者及び国内産いもでん粉製造事業者の組織する団体又は、国内産いもでん粉製造事業者への貸付けを目的として事業を実施する農業協同組合連合会、農業協同組合及び民間企業であつて、かつ、次に掲げる基準を満たすものとする。

- 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 2 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

### 第3 採択要件等

#### 1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の2%以上向上
- (2) 国内産いもでん粉工場のHACCP等認定（民間認証を含む。）の取得又はHACCPに沿った衛生管理の実施
- (3) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉出荷量に占める輸出量を2%以上増加

#### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。

### 第4 助成

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

#### 1 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、以下の国内産いもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、衛生管理高度化及び輸出の拡大に向けた施設の新設や既存施設の改

修等のために必要な経費とする。

ア 製造施設

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器

イ 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等に係る設備及び機器

ウ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物

- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- (3) 補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行う上での不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

2 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているもの。
- (2) 既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入するための経費（いわゆる更新と見込まれる場合）。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

## 第5 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5-2により行うものとする。

### 2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記2-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

- 3 上記に定めるほか、「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全

ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。